

各務原市地域防災計画 (改定案)

原子力災害対策計画

令和元年 10 月

各務原市防災会議

各務原市地域防災計画 原子力災害対策計画 目次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	2
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	6

第2章 原子力災害事前対策

第1節 情報の収集、連絡体制等の整備	11
第2節 通信手段の確保	11
第3節 組織体制等の整備	12
第4節 長期化に備えた動員体制の整備	12
第5節 広域防災体制の整備	12
第6節 緊急時モニタリング体制の整備	13
第7節 屋内退避、避難等活動体制の整備	13
第8節 学校、医療機関等における対応	14
第9節 原子力災害医療活動体制の整備	14
第10節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備	15
第11節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備	15
第12節 市民等への情報提供体制の整備	15
第13節 行政機関、学校等における業務継続計画の策定	16
第14節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及啓発	16
第15節 防災訓練の実施	16
第16節 防災業務関係者の人材育成	17
第17節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備	17

第3章 緊急事態応急対策

第1節 通報連絡、情報収集活動	19
第2節 活動体制の確立	21
第3節 防災業務関係者の安全確保	22
第4節 緊急時モニタリング活動	23
第5節 屋内退避、避難等の防護活動	23
第6節 要配慮者への配慮	26
第7節 原子力災害医療活動	26
第8節 飲食物の摂取制限・出荷制限並びに飲食物の供給・分配	26
第9節 緊急輸送活動	27
第10節 市民等への的確な情報提供活動	28
第11節 文教対策	29
第12節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策	29

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 緊急事態宣言解除後の対応	31
第2節 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表	31
第3節 原子力災害中長期対策実施区域の設定	31
第4節 各種制限措置等の解除	31
第5節 放射性物質による環境汚染への対処	31
第6節 被災地域住民等に係る記録の作成	32
第7節 被災者の生活再建等の支援	32
第8節 風評被害等の影響の軽減	32
第9節 被災中小企業等に対する支援	32
第10節 心身の健康相談体制の整備	32

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、各務原市（以下「市」という。）及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1項 市における原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市及び関係機関は、想定される事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合においても、迅速に対処できるよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2項 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、県、関係行政機関、関係公共機関及びその他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。平成30年10月1日最終改正。以下「指針」という。）を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

本市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約 80 km に位置しているが、岐阜県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が岐阜県に及ぶことを前提として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、対象とする原子力事業所及び予測される影響を以下のとおりとし、市として必要な対策を進める。

第1項 周辺の原子力事業所

(1) 本計画で対象とする原子力事業所

原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）第 2 条の 2 の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県として定められている下表の原子力事業所とする。

次章以降において、「原子力事業所」又は「原子力事業者」とあるのは、それぞれ下表に記載する「発電所」又は「事業者」を指すものとする。

事業所名	日本原子力発電株式会社		
発電所名	敦賀発電所		
所在地	福井県敦賀市明神町		
号機	1号機	2号機	
電気出力	35.7万kW	116.0万kW	
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉	
熱出力	107.0万kW	342.3万kW	
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	
運転開始	S45.3.14 (運転終了 H27.4.27)	S62.2.17	

事業所名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.11.28 (運転終了 H27.4.27)	S47.7.25 (運転終了 H27.4.27)	S51.12.1

事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ
所在地	福井県敦賀市白木
号機	—
電気出力	28.0万kW
原子炉型式	高速増殖炉
熱出力	71.4万kW
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン
運転開始	廃止決定 H28. 12. 21

(2) 近県に所在する原子力事業所

前記(1)以外に、近県(福井県、石川県及び静岡県)には、下表に記載する5原子力事業所が所在している。

県は、これら近県事業所を運営する原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立している。

事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構			
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター(通称「ふげん」)			
所在地	福井県敦賀市明神町			
号機	—			
電気出力	16.5万kW			
原子炉型式	新型転換炉			
熱出力	55.7万kW			
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料			
運転開始	S54. 3. 20(運転終了 H15. 3. 29)			

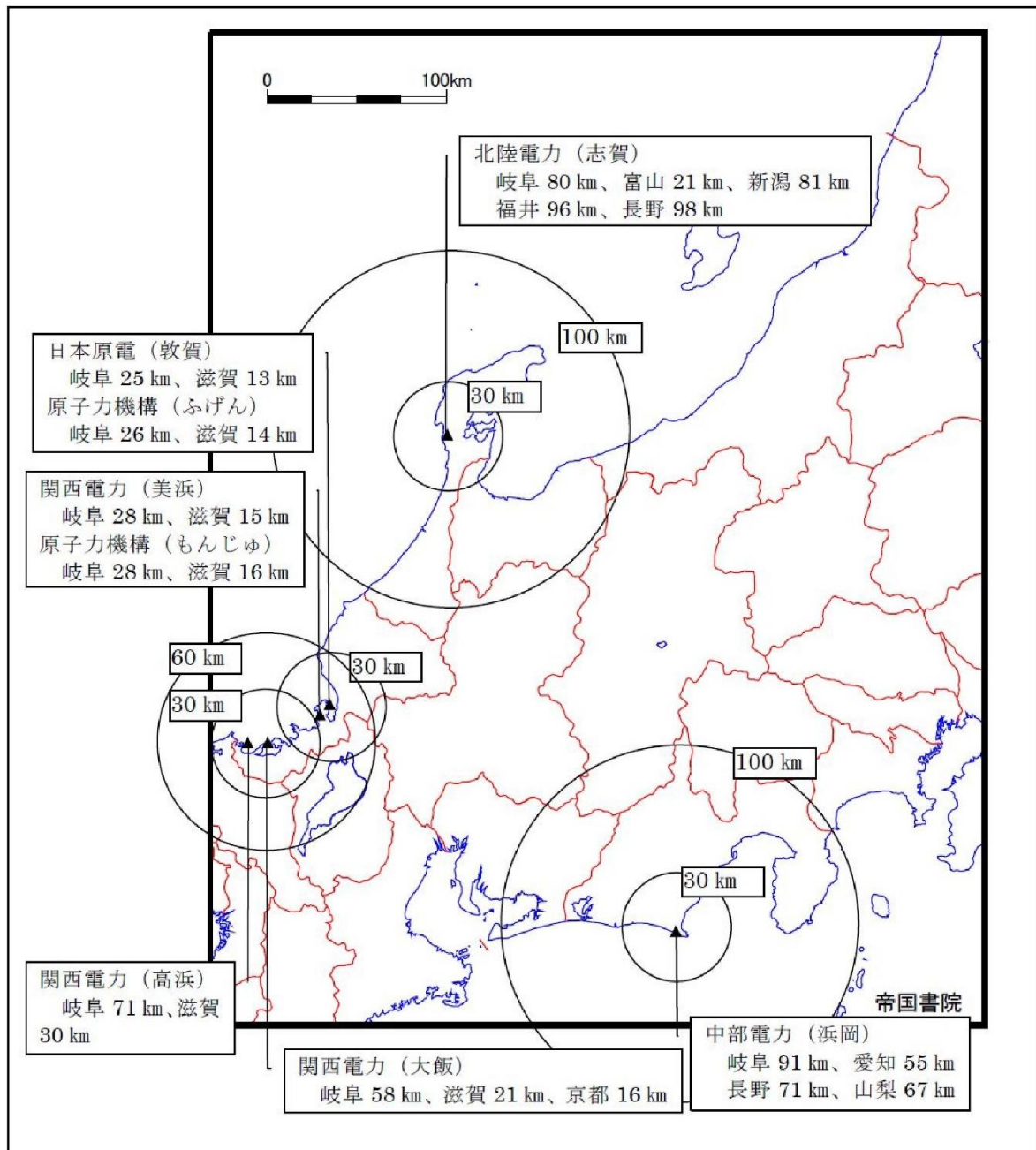
事業所名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	324.3万kW	324.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54. 3. 27	S54. 12. 5	H3. 12. 18	H5. 2. 2

事業所名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜原子力発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	82.6万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料、 ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料、 ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料、 ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料、 ウラン・プルトニウム混合 酸化物燃料
運転開始	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

事業所名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	120.6万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5.7.30	H18.3.15

事業所名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S51.3.17 (運転終了 H21.1.30)	S53.11.29 (運転終了 H21.1.30)	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18

岐阜県周辺の原子力事業所位置図



第2項 計画の基礎とすべき災害の想定

(1) 原子炉施設

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

(2) 輸送中の事故

旧原子力安全委員会の防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15 km程度」とされており、これを基本として、対策を講じる必要がある。

第3項 予測される影響

広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定し、最寄りの原子力事業所（敦賀発電所）の位置において東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出があった場合、風向き、風速、降雨等の気象条件が重なれば、岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表。同年11月追補版公表。）により示される影響の可能性のあることを踏まえ、必要な対策を進める。

*放射性物質拡散シミュレーション

本市は、実効線量が年間20ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域となっている。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、岐阜県地域防災計画（一般対策計画）第1章 第2節に定める「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に、次のとおりとする。

第1項 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) モニタリング設備、機器の整備
- (5) 防護資機材（医療活動用資機材を含む）の整備
- (6) 防護対策資料の整備
- (7) 災害対策本部等の設置、運営
- (8) 災害状況の把握及び通報連絡
- (9) 緊急時モニタリング
- (10) 住民の避難（広域調整）及び立入制限
- (11) 飲食物の摂取制限
- (12) 避難者等に対する避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動

- (13) 緊急輸送、必需物資の調達
- (14) 放射性物質による汚染の除去
- (15) 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

第2項 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) 防護資機材（避難誘導等に必要な資機材）の整備
- (5) 防護対策資料の整備
- (6) 災害対策本部等の設置、運営
- (7) 災害状況の把握及び通報連絡
- (8) 緊急時モニタリングへの協力
- (9) 住民の避難、屋内退避及び立入制限
- (10) 飲食物の摂取制限
- (11) 避難者等に対する避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動への協力
- (12) 緊急輸送、必需物資の調達
- (13) 放射性物質による汚染の除去への協力
- (14) 県が行う原子力防災施策への協力
- (15) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

第3項 指定地方行政機関

- (1) 中部管区警察局
 - ・管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整
 - ・他管区警察局及び管区内防災機関との連携
 - ・管区内各県警察の相互援助の調整
 - ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制
 - ・情報の収集及び連絡
- (2) 東海北陸厚生局
 - ・原子力災害時の緊急医療措置の連絡調整
- (3) 東海農政局
 - ・農産物、農地の汚染対策に関する情報提供
- (4) 中部森林管理局
 - ・林産物及び林野の汚染対策に関する情報提供
- (5) 中部運輸局
 - ・鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督
 - ・自動車道の通行の確保に必要な指導、監督
 - ・自動車の調達のあっせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導
 - ・関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
 - ・特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置

- (6) 岐阜地方気象台
 - ・ 気象情報の把握、解析及び伝達（緊急時モニタリングへの支援）
- (7) 東海総合通信局
 - ・ 原子力災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ・ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
- (8) 岐阜労働局
 - ・ 労働者の被ばく管理の監督、指導
- (9) 国土交通省（中部地方整備局）
 - ・ 防災関係機関との連携による応急対策の実施

第4項 自衛隊

- (1) 原子力災害における応急支援活動
- (2) 緊急時モニタリングの支援
- (3) 人、物資等の緊急輸送支援

第5項 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社
 - ・ 原子力災害時における緊急通話の確保
- (2) 日本赤十字社
 - ・ 緊急医療措置の実施
 - ・ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ・ 義援金の募集配分
- (3) 東海旅客鉄道株式会社
 - ・ 原子力災害時における鉄道輸送の確保
- (4) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ・ 原子力災害時の緊急輸送の確保
- (5) 中日本高速道路株式会社
 - ・ 原子力災害時の緊急輸送の確保
- (6) 日本放送協会
 - ・ 市民に対する原子力防災知識の普及
 - ・ 原子力災害時の情報、応急対策等の周知徹底
- (7) 日本郵便株式会社
 - ・ 原子力災害時における郵便の運送、集配の確保及び郵便局の窓口業務の維持
- (8) 独立行政法人国立病院機構
 - ・ 原子力災害時における国立病院機構の病院による医療救護班の編成及び派遣
 - ・ 国立病院機構の病院による可能な範囲における被災傷病者の収容治療
 - ・ 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸グループ事務所による医療救護班の活動支援

第6項 指定地方公共機関

- (1) 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）
 - ・原子力災害時における応急輸送確保
- (2) 岐阜県トラック協会
 - ・原子力災害対策要員、輸送の確保
- (3) 中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、一般社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社
 - ・市民に対する原子力防災知識の普及
 - ・原子力災害時の情報、応急対策等の周知徹底
- (4) 岐阜県医師会、岐阜県病院協会、岐阜県歯科医師会、岐阜県薬剤師会
 - ・原子力災害時における緊急時医療活動の協力
 - ・防疫その他保健衛生活動の協力
 - ・医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
- (5) 岐阜県看護協会
 - ・原子力災害時における看護師派遣の協力
- (6) 岐阜県社会福祉協議会
 - ・原子力災害時の被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - ・ボランティア活動の推進
- (7) 全岐阜県生活協同組合連合会
 - ・原子力災害時における物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力
- (8) 岐阜県バス協会
 - ・原子力災害時における自動車による要員の緊急輸送

第7項 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等
 - ・汚染農畜水産物、林産物の出荷制限等応急対策の指導
- (2) 病院等管理者
 - ・原子力災害時における病人等の収容及び保護
- (3) 社会福祉施設管理者
 - ・原子力災害時の入所者及び要介護者等の入所保護
- (4) 医薬品供給機関
 - ・原子力災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備、及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

第1節 情報の収集、連絡体制等の整備

市は、県及びその他防災関係機関との原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1項 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連絡体制

市は、県及びその他防災関係機関との間で情報の収集・連絡を円滑に実施し、原子力災害に対し万全を期すため、情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。

- ・通信障害発生時の代替手段、連絡先
- ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日）等

(2) 機動的な情報収集体制

市は、県と協力し、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

第2項 情報の分析と活用体制の整備

(1) 人材の育成・確保及び専門家の意見の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は県と協力して、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料の整備

市は、県と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、必要に応じて人口、世帯数、地域の地図等社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に資する資料、防護資機材等に関する資料を整備し、定期的に更新するよう努める。

第2節 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設の状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に係る設備等を整備するとともに、その操作方法の習熟に努める。

市は、通信手段の途絶に備え、有線系、無線系、あるいは地上系、衛星系等による伝送路の複数ルート化の推進を図る。

その他、防災通信設備等の整備については、「一般対策計画 第2章 第8節」による。

第3節 組織体制等の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、以下の体制を整備するとともに、マニュアルを整備しておく。

(1) 警戒体制

市は、次の場合に警戒体制をとる。

- ア 県から、対象とする原子力事業所において警戒事象発生連絡があったとき
- イ 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生連絡があったとき

(2) 警戒本部体制

市は、次の場合に警戒本部体制をとる。

- ア 県から、対象とする原子力事業所における特定事象発生連絡があったとき
- イ 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の特定事象発生連絡があったとき
- ウ 市長が必要と認めたとき

(3) 災害対策本部体制

市は、次の場合に災害対策本部を設置し、非常体制をとる。

- ア 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- イ 県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生した場合
- ウ 市長が必要と認めたとき

第4節 長期化に備えた動員体制の整備

市は、事態が長期化した場合に備え、県、その他防災関係機関と連携し、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第5節 広域防災体制の整備

市は、県及び防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

また、市は、他の市町村との応援協定の締結を図るなど広域的な応援体制の整備に努める。

第1項 防災関係機関相互の情報交換

市は、県及びその他防災関係機関などと原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

第2項 広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、国及び県の協力のもと、他の市町村等との相互応援協定の締結等、他の市町村との連携を図る。

第3項 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

自衛隊の派遣要請手続きは、「一般対策計画 第3章 第4節」による。

第6節 緊急時モニタリング体制の整備

市は、平常時の環境放射線量等のデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとし、モニタリングポスト測定データを、年間を通じホームページ等に掲載し、情報を公開する。

また、平常時又は緊急時における県下、市下の環境に対する放射性物質若しくは、放射線の影響を把握するための体制の整備を図るとともに、放射線測定器の整備維持と操作の習熟に努める。

第7節 屋内退避、避難等活動体制の整備

市は、全面緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、また、その放出後は、指針の指標（0IL）に基づく避難（一時移転を含む。以下同じ。）を行うことを基本とした「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）に基づき、県の支援を得て、避難計画を策定する。

第1項 避難計画等の策定

(1) 「広域避難方針」の策定

県は、市と連携して、以下の事項を記載した「広域避難方針」を策定する。

・避難先の選定・調整の手順

・避難元市町村、受入市町村並びに県が実施すべきこと

避難者数の把握、避難先となる他市町村・他県との調整 輸送手段の確保、一時集結所の指定、避難退域時検査場所の開設、避難所の開設、食料物資の確保 等

(2) 避難計画の策定

市は、県の支援により屋内退避及び避難計画を策定する。

第2項 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

市は、避難先及び避難退域時検査実施場所等について、緊急時に県と連携を図りながら調整を行うことができる体制の整備に努める。

また、市は、避難や避難退域時検査等の場所について、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つよう努める。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両の整備

市は、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両を整備に努める。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、コンクリート屋内退避施設の調査、整備に努める。

(4) 物資の備蓄・調達

市は、県及び民間事業者と連携し、避難所で必要とされる食料その他の物資の確保に努める。

第3項 要配慮者等の避難誘導体制等の整備

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者等に向けた情報の伝達手段・方法のほか、要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制を整備する。

なお、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。

これについては、福井エリア地域原子力防災協議会において重要な検討課題の1つとして位置づけ、平成25年に改正された災害対策基本法に基づく市での避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえながら検討を行う予定としており、その検討結果を踏まえ対応する。

第4項 避難所・避難方法等の周知

市は、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努める。

第5項 広域的な避難に係る協定の締結

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他都道府県の市町村との広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努める。

第8節 学校、医療機関等における対応

第1項 学校、保育所等における対応

学校、保育所等は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、避難指示等が出された場合の保護者による生徒等の引き取り手順、帰宅方法等を定めるとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。

また、市及び県は、学校、保育所等の管理者が適切な防災訓練等を実施できるよう、必要な指導・支援・助言等を行う。

なお、避難所への避難は自宅から行うことを原則とする。

第2項 病院等医療機関、社会福祉施設における対応

病院等医療機関や介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、市、県及び国の協力を得て、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者や入所者等の移送に必要な資機材の確保、防災関係機関との連携方策等に関する対応方針等をあらかじめ定めておくよう努める。

第9節 原子力災害医療活動体制の整備

市は、県が行う緊急時に市民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に關与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。

市は、県と連携し、市民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備するとともに、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用の対応等について協力を依頼するなど、安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に努める。

第10節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、市民への指示伝達、周知方法をあらかじめ定めておくとともに、市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第11節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

市は、県及び関係機関と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県及び関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

第12節 市民等への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、市民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、国、県及び原子力事業者と連携し、市民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図る。

第1項 情報項目の整理

市は、県と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

第2項 情報提供体制の整備

市は、県と連携し、市民等及び報道関係機関に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自治会、周辺住民、自主防災組織等との協力・連携に努める。

第3項 市民相談窓口の設置等

市は、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

第13節 行政機関、学校等における業務継続計画の策定

市は、庁舎や学校等の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合に備え、業務を行うべき退避先候補をあらかじめ検討するなど、退避計画の策定に努める。

また、市は、退避先での業務内容についても検討し、通常の行政サービスについても市民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、業務継続計画の策定に努める。

第14節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及啓発

市は、県と連携を図り、市民に対し以下に掲げる事項等について継続的な普及と啓発に努める。なお、関連する専門的な用語について、理解を深めるため分かりやすい表現を用いるよう努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の予防服用等、緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

第15節 防災訓練の実施

第1項 訓練計画の策定

市は、県と連携して、以下に掲げる訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 通報・連絡、情報収集・伝達訓練
- (3) 緊急時モニタリング訓練
- (4) 原子力災害医療活動訓練
- (5) 市民等に対する情報提供訓練
- (6) 市民避難訓練
- (7) その他必要な訓練

第2項 訓練の実施

市は、県と連携し、策定した計画に基づき、定期的に災害応急体制の設置運営訓練、緊急時情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練等の訓練を実施し、防災業務関係者の知識の習得や防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携を図る。

第3項 実践的な訓練の工夫と事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、訓練想定シナリオについて県及び原子力事業者から協力を得るなど、実践的なものとなるよう工夫する。

また、当該訓練の目的、訓練において確認すべき項目の設定を行うとともに、訓練終了後、専門家の活用にも努めながら訓練の評価を行い、必要に応じ次なる訓練やマニュアルの改訂に活かしていくなど、原子力防災体制の充実に取り組む。

第16節 防災業務関係者の人材育成

市は、原子力災害の対策業務に携わる者に対して、専門家招聘による講習会及び関係機関が行う研修等の活用により、次に掲げる事項について研修を実施する。

- (1) 原子力防災体制に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に国、県及び市町村が講じる対策の内容に関すること
- (8) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) スクリーニング、安定ヨウ素剤予防服用等に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

第17節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備

市内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、市内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、市、県、県警察、消防機関は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等、運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

第1項 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、以下に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確に実施できるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置する。

- (1) 市、国、県、事象発生場所を管轄する市、県警察、消防機関等への迅速な通報
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
- (4) モニタリングの実施
- (5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (6) 核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
- (7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (8) その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置

第2項 市及び県

市及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

第3項 警察

県警察は、事故の状況把握、並びに事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

第4項 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合の県への報告、事故の状況把握、並びに事故の状況に応じて消防職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第3章 緊急事態応急対策

本章は、県から情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する。

第1節 通報連絡、情報収集活動

市は、県から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

第1項 施設敷地緊急事態等発生情報等の通報・連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 国からの連絡

国は、福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県等に連絡することとされている。

イ 県からの連絡

県は、国から連絡を受けた事項について、市に直ちに連絡する。

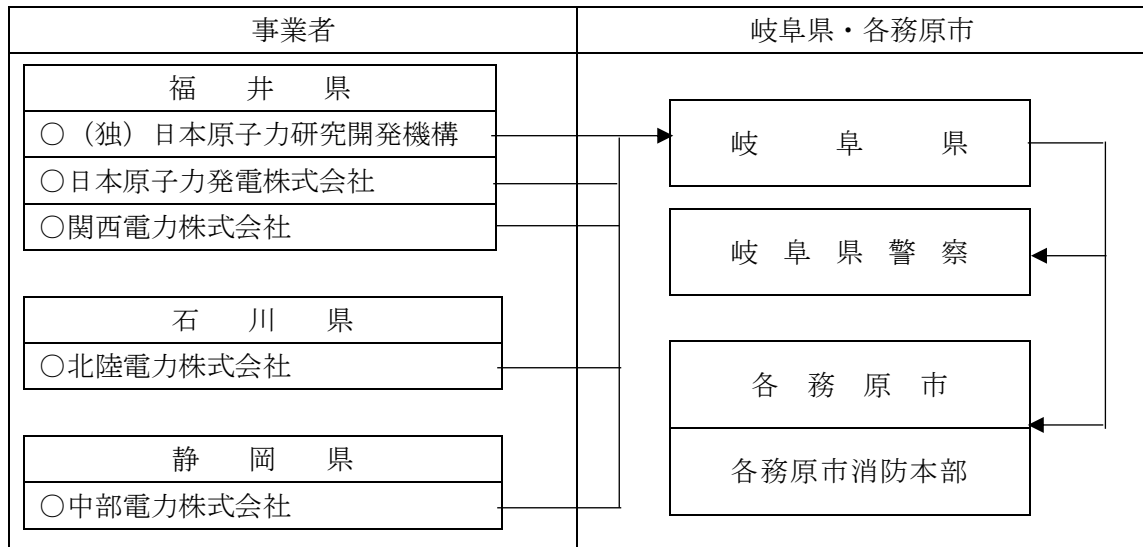
(2) 警戒事態に関する通報があった場合

ア 災害情報の収集、連絡

原子力事業者は、近県に設置した原子力事業所において警戒事態に該当する事象が発生した場合又は発生の通報を受けた場合、また施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合又は発生の通報を受けた場合は、岐阜県との交換文書「原子力発電に係る安全確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」に基づき、速やかに異常な事象が発生した旨を県に通報し、その着信を確認する。また、上記原子力事業所のうち、県境から30 km内に位置する原子力発電所については、原子力災害対策特別措置法第10条に規定する事象が発生した場合は、同法の規定に基づき速やかに当該事象が発生した旨を県に通報しなければならない。

県は、上記の場合において、関係省庁、関係県等からの情報収集を行うとともに、後記「第2節 活動体制の確立」に関する基準に該当する場合には、収集した情報を本市、県警察等関係機関に通知する。

イ 情報伝達系統図



第2項 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者の情報連絡

原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動及び被害の状況等について、県へ定期的に文書により連絡する。

イ 国等からの情報収集等

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を収集するとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時国、市、警察及びその他防災関係機関に連絡するなど、連絡を密にする。

ウ 現地事故対策連絡会議との連携

県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等）

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象が発生した場合又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国等に同時に文書で通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

イ 国からの連絡

国は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに県等に連絡し、公衆に対し情報提供を行うものとされている。

ウ 県からの連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、市に直ちに連絡する。

第2節 活動体制の確立

市は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

第1項 市の活動体制

(1) 警戒体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて、警戒本部体制に移行できる体制をとる。

ア 設置基準

- ① 県から、対象とする原子力事業所で警戒事象が発生した旨の連絡があったとき
- ② 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生のお知らせがあったとき
- ③ 市長が必要と認めたとき各体制の設置基準、配備体制

イ 体制をとる部（班）

別途マニュアルにて定める。

ウ 警戒体制の廃止

警戒体制の廃止は、以下の基準による。

- ① 発電所の状況等から判断し、特定事象に至るおそれなくなり、国や原子力発電所所在県においても警戒体制を解除することとなったとき
- ② 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(2) 災害警戒本部体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする警戒本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 県から、対象とする原子力事業所で特定事象が発生した旨の連絡があったとき
- ② 市内において、核燃料物質等の事業所外運搬における特定事象発生について連絡があったとき
- ③ 市長が必要と認めたとき

イ 体制をとる部（班）

別途マニュアルにより定める。

ウ 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、以下の基準による。

- ① 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が集結又は事故対策が完了、対策の必要がなくなったと認めるとき
- ② 災害対策本部が設置されたとき

(3) 災害対策本部体制

市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

- ① 市又は県の他の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- ② 市又は県の他の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生したとき
- ③ 市長が必要と認めたとき

イ 体制をとる部（班）

別途マニュアルにて定める。

ウ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、以下の基準による。

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が集結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき

第2項 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の派遣要請

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

(2) 他の自治体の応援要請

市は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」及び県外都市との相互応援協定等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

第3項 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合、知事に対し派遣の要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請手続きは、「一般対策計画 第3章 第4節」による。

第3節 防災業務関係者の安全確保

市は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の適切な被ばく管理を行う。

第1項 被ばく管理のための連携確保

市は、防災業務関係者の安全確保を図るため、それぞれの災害対策本部等と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。

第2項 防護対策

(1) 防護資機材の装着、配備等

市は、必要に応じ、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 防護資機材の調達

市は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県や防災関係機関に対し、防災資機材の調達を要請する。

第3項 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の防護指標

防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

(2) 各機関の被ばく管理

市は、県と連携し職員の被ばく管理を行う。

(3) 専門派遣チームの派遣要請

市は、国の緊急時医療本部及び高度被ばく医療支援センターの専門派遣チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

第4節 緊急時モニタリング活動

第1項 緊急時モニタリングの実施

市は、緊急時における環境放射線量等のモニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）のため、県及び関係機関等が実施する緊急時モニタリングへの協力、連携に関する体制を整備する。

第2項 モニタリング結果の共有及び公表

県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するとともに、その内容を市、その他関係機関に連絡する。

第5節 屋内退避、避難等の防護活動

市は、県と連携し、緊急時モニタリング結果、指針の指標（OIL）、及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき、屋内退避、避難等の防護活動を行う。

ただし、国からの指示がない場合であっても、県が、気象条件、原子力施設の状況等を踏まえ、初動時の予防的対応が必要と判断した場合は、市は、県の指示に基づき、市民に対し、屋内退避の指示等を行う。また、住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

第1項 屋内退避・避難の対応方針

(1) 初動時における予防的対応（屋内退避）

ア 施設敷地緊急事態発生時

市は、施設敷地緊急事態発生時において、県から屋内退避の注意喚起の要請があった場合には、市民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

イ 全面緊急事態発生時

市は、全面緊急事態発生時において、県から屋内退避の指示があった場合には、市民に対し、屋内退避を指示する。

ウ 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合

市は、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合において、県から屋内退避の指示があった場合には、市民に対し、屋内退避を指示する。

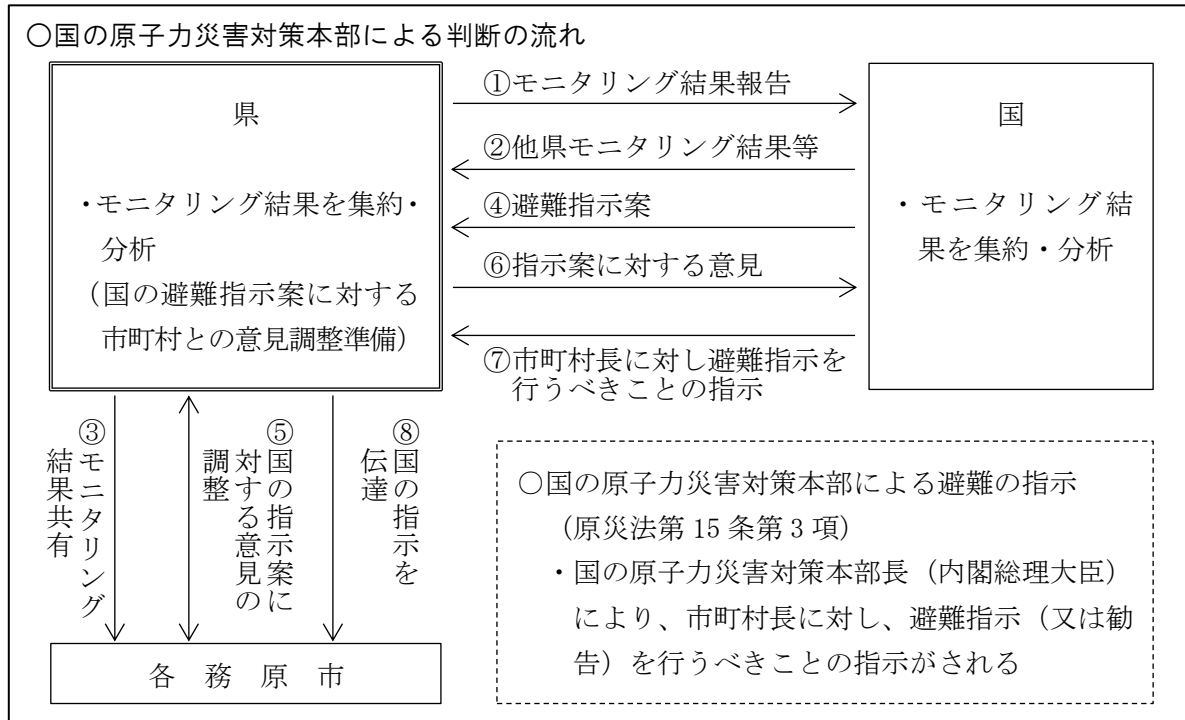
(2) 避難等に係る判断、指示

国の原子力災害対策本部は、施設敷地緊急事態発生の後、国が把握した緊急時モニタリング結果と指針の指標（避難の判断基準：OIL）を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、屋内退避又は避難の判断を行い、市に対し、屋内退避・避難等の勧告・指示を行うべき旨の指示案を県に伝達する。

市は、県から国の指示案の伝達を受けるとともに、当該指示案に対する県の意見を踏まえ、市民の避難が必要な場合は、県と連携して勧告等の判断を行う。

上記のとおり、避難等の判断は、国による判断を基本とするが、県内におけるモニタリング

結果において、指針の指標（OIL）を超える値が計測された場合等、県災害対策本部において、特に速やかな避難が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。



【指針の指標】

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施
避難の判断基準（OIL） （モニタリング実測値で判断）	毎時 500 μ Sv （マイクロシーベルト）	毎時 20 μ Sv （マイクロシーベルト）

※OILによる判断は、プルーム通過後の地上1mで計測した場合の空間放射線量率による

第2項 避難の実施

(1) 避難先の決定

ア 具体的な避難先を明示した避難計画がある場合

市は、避難計画に基づき、避難先を決定する。

※避難先については、モニタリング結果に基づき、実効線量が年間10ミリシーベルトを超えないと想定される地域とすることを原則とし、下記イ及びウにおいても同様とする。

イ 上記アによりがたい場合であって、県内他市町村への避難が必要な場合

市及び県は、「広域避難方針」に基づき、受入市町村の候補を選定し、当該受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。

ウ 上記アによりがたい場合であって、県外への避難が必要な場合

市及び県は、「広域避難方針」に基づき、災害時相互応援協定等を活用する他、国の原子力災害対策本部等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

(2) 避難手段の確保

避難は、自家用車等による避難を原則とするが、これによる避難が困難な場合は、市及び県が所有する車両又は市及び県が支援要請した公共輸送機関による避難を行う。

(3) 避難に資する情報の提供と避難誘導

市は、県と協力し、市民に対して避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。

県は、避難退域時検査場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行うとともに、市の行う避難誘導に協力する。

(4) 避難の実施における関係機関の連携

市及び県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力を努める。

ア 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、市民等に速やかに周知する。

イ 県警察は、市が避難を勧告又は指示した地域から円滑に市民の移動が行われるよう、交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、地域外からの車両等の進入を制限する。

県は、市が避難を勧告又は指示した地域に、外部から車両等が進入しないようにするために、必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

ウ 市は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう市民に周知する。

エ 市は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により市民の避難状況を確認し、県はこれに協力する。

オ 市は、市庁舎が避難対象地域に含まれることとなった場合、受入市町村の協力により、行政拠点の緊急的な移転場所を受入市町村内において開設する。

なお、市は、行政拠点の移転について、速やかに県、防災関係機関、避難住民等に周知する。

カ 受入市町村は、選定された避難所を開設するほか、主要道路から避難所までの誘導や避難所の運営など、市等と連携して避難住民を支援する。

第3項 避難所

市は、県の支援のもと避難所の適切な運営管理について支援する。

原子力災害発生時において、特に留意すべき点は、以下のとおり。

(1) 避難所の確保

市は、県と連携し、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

市は、国、県と連携し、避難者の健全な住生活の早期確保のために、可能な限り早い段階から、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅、並びに旅館やホテル等のあっせん及び活用等、二次避難先の確保に向けた検討を開始し、可能な限り早期に移転できるよう努める。

(2) 避難者への心身のケア

市は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

(3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

市は、県と連携し、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁止事項等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

第6節 要配慮者への配慮

市は、県と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努める。

また、応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

第7節 原子力災害医療活動

市は、県に協力し、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布・服用指示等の原子力災害医療活動に必要な体制を確立する。

第1項 安定ヨウ素剤の服用指示等

緊急時において避難等を行う市民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、緊急時モニタリング結果等を踏まえた国の判断、指示に基づき、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、配布・服用を指示することを原則とする。

(1) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示

県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、市民に対し、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示*する。

*安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁 平成28年9月30日修正）に基づく。

*今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。

第2項 市民に対する避難退域時検査の実施

国の原子力災害対策本部は、指針等に基づき、避難の際の市民等に対する避難退域時検査を行う際の基準を決定し、県に連絡するものとされている。

県は、指針に基づき、市及び原子力事業者と連携し、国及び指定公共機関の協力・支援のもと、避難した市民等について、サーベイメータ等による避難退域時検査を実施する。

また、必要に応じて拭き取り等の簡易除染を行う。

第8節 飲食物の摂取制限・出荷制限並びに飲食物の供給・分配

県は、緊急時モニタリングの結果、飲料水の汚染度が別に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導等に基づき、飲料水及び飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限を行う。

市及び県は、飲料水等の摂取制限を実施したときに各家庭における備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、「一般対策編 第3章 第17節 給水活動」等に基づき、関係市民への応急措置を講じる。

第1項 飲料水、飲食物の摂取制限及び解除

市は、指針の指標を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限について、県と連携

し、市民に周知する等、必要な措置を講じる。

第2項 農林畜水産物等の採取及び出荷制限

県は、指針を踏まえた国の指導、助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、農林畜水産物等の生産者、出荷機関、市場の責任者等と連携し、下記の措置を講じ、必要に応じ、出荷機関及び市場等において産地名及び出荷時期等の調査を実施する。

- ① 農作物の作付け制限
- ② 農林水産物等の収穫、漁獲の禁止
- ③ 農林水産物等の出荷制限
- ④ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- ⑤ 家畜の避難・処分
- ⑥ その他必要な措置

市及び県は、上記の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

第3項 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

市及び県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県や関係省庁、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

第9節 緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の移送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、市、県及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

第1項 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

- ア 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な要員、資機材
- イ モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な要員及び資機材
- ウ 緊急事態応急対策要員（オフサイトセンターへの派遣要員、国及び県の専門家、国、他県、その他防災関係機関からの応援要員）及び必要な資機材
- エ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- オ その他緊急に輸送を必要とするもの

(2) 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整する。

- 第1位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2位 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材
- 第3位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材
- 第4位 市民の生活を確保するために必要な物資

第5位 その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

(3) 緊急輸送体制の確立

市は、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

第10節 市民等への的確な情報提供活動

市は、国及び県と連携し、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、市民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

第1項 市民等への情報提供活動

(1) 市民等への広報

市は、市民等への情報提供を図るため、次の方法等、利用可能な様々な手段を用いて情報提供活動を実施する。

ア 市防災行政無線

イ 広報車

ウ 自治会、民生委員との連携

エ その他実情に即した方法（FAX、市ホームページ、CATV等）

また、市は、以下の事項について情報提供活動を実施する。

ア 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）

イ 緊急事態応急対策の実施状況

ウ テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ

エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ

オ 不安解消のための市民に対する呼びかけ

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、広報、情報提供に当たっては、分かりやすい表現を用いるよう努める。

(2) 実施方法

市民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。

イ 市民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

市は、市民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、市、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者に配慮した情報提供を行う。

市は、通常の音声や言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、必要に応じてその情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等を派遣する。

第2項 市民等からの問い合わせに対する対応

(1) 問い合わせ窓口の設置

市及び県は、市民等からの問い合わせに速やかに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、要員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

(2) 安否情報の照会への対応

市及び県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県警察、市、消防機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第11節 文教対策

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、必要な対策を講じるとともに、避難所となった場合でも、適切な学校運営を図る。

第1項 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

第2項 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合は、学校施設の安全性を確認した上で 体育館等を避難所として開放するとともに、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、市策定の避難所運営マニュアル等に基づき、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援する。

第12節 市内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

第1項 輸送に係る事業者等

(1) 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報する。県は、通報の内容を市等関係機関に連絡する。

また、当該事故に伴い特定事象に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、直ちにその旨を国、県、市、県警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

(2) 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、

直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

第2項 市及び県

市及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示等必要な措置を講じる。

第3項 警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4項 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

本章では、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に定めている。

なお、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 緊急事態宣言解除後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県と連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援等を実施する。

第2節 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧に向けて以下の判断等を行うため、国、県、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の継時的変化を継続して把握し、その結果を速やかに公表する。

- ・避難区域見直し等の判断を行うこと
- ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
- ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること

第3節 原子力災害中長期対策実施区域の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害中長期対策を実施すべき区域を設定する。

第4節 各種制限措置等の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家の判断や国の指針、指導に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を市及びその他防災関係機関に要請するとともに、解除の実施状況を確認する。

なお、各種防護措置の解除に当たっては、関連する自治体その他関係機関と十分な協議を行い、慎重な判断を行う。

第5節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、原子力事業者及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境の汚染への対処について、必要な措置を行う。

第6節 被災地域住民等に係る記録の作成

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置を、あらかじめ定められた様式で記録することに協力する。

市は、国及び県と協力し、観光業、農林水産業、商工業等の受けた影響について調査するとともに被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

第7節 被災者の生活再建等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

また、市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口を設置する。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ中小企業制度融資貸付及び高度化資金災害復旧貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や指針に基づき、国及び県とともに、被災者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。